

＜ 介護老人保健施設入所サービス利用料金一覧表 ＞

【介護老人保健施設入所サービス費（日額）】

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスに係る負担金	①	個室の場合				
		767円	840円	903円	960円	1,017円
	②	4・2人部屋の場合				
		848円	923円	988円	1,045円	1,101円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	③	19円				
夜勤職員配置加算	④	25円				
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	⑤	47円				
栄養マネジメント強化加算	⑥	12円				
介護職員処遇改善加算(個室)	⑦	34円	37円	40円	42円	44円
介護職員処遇改善加算(4人・2人部屋)	⑧	37円	40円	43円	45円	47円
介護職員等特定処遇改善加算(個室)	⑨	19円	20円	22円	23円	24円
介護職員等特定処遇改善加算(4人・2人部屋)	⑩	21円	22円	24円	25円	26円
介護職員等ベースアップ等支援加算(個室)	⑪	7円	7円	9円	9円	10円
介護職員等ベースアップ等支援加算(4人・2人部屋)	⑫	7円	9円	10円	10円	10円
食費	⑬	1,445円(朝410円 昼500円 タ535円)				
居住費(個室)	⑭	1,668円				
居住費(4・2人部屋)	⑮	377円				
日用品費	⑯	200円(おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等)				
教養娯楽費	⑰	200円(誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・陶芸教室)				
基本料金合計(個室)	①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑨+⑩+⑬+⑭+⑯+⑰	4,443円	4,520円	4,590円	4,650円	4,711円
基本料金合計(4・2人部屋)	②+③+④+⑤+⑥+⑧+⑩+⑫+⑬+⑮+⑯+⑰	3,238円	3,319円	3,390円	3,450円	3,509円
個室利用月額(ひと月30日の場合)		133,290円	135,600円	137,700円	139,500円	141,330円
多床室利用月額(ひと月30日の場合)		97,140円	99,570円	101,700円	103,500円	105,270円

*⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

加算料	加算料	加算料	加算料
初期加算	31円	入所日から30日以内	
短期集中リハビリテーション実施加算	244円	個別のリハビリテーション計画に基づいて短期・集中的にリハビリテーションを実施した場合(入所後3ヶ月以内、20分以上/回)	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	244円	認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的に短期・集中的なリハビリテーションを実施した場合(入所後3ヶ月以内、20分以上/回)	
所定疾患施設療養費Ⅰ	243円	肺炎、尿路感染、蜂窩織炎又は帯状疱疹について、与薬、検査、注射、処置等を行った場合1月に1回を限度に(1回につき連続する7日間を限度)	
所定疾患施設療養費Ⅱ	487円	所定の研修を受けた医師による上記の治療を受けた場合(1回につき連続する10日間を限度)	
口腔衛生管理加算Ⅰ	92円	入所者に対し歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合(1月につき)	
口腔衛生管理加算Ⅱ	112円	上記の加算要件に加え、口腔衛生等の計画内容情報を厚生労働省に提出し、適切な実施の為に必要な情報を活用していること。(1月につき)	
安全対策体制加算	21円	外部の研修を受けた担当者が配置された施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合(入所につき1回)	
自立支援促進加算	305円	医師その他の職種が共同し支援計画に従ったケアを実施した場合(1月につき)※	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	41円	入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用した場合(1月につき)※	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	61円	上記の提出する情報に心身、疾病の状況が加わった場合(1月につき)※	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	34円	医師、リハビリ担当職員が共同し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合(1月につき)※	
入所前後訪問指導加算Ⅰ	457円	退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定を行った場合(1回に限り)	

入所前後訪問指導加算Ⅱ	487円	退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定にあたり具体的な改善目標を定め、支援計画を策定した場合（1回に限り）
試行的退所時指導加算	406円	1回（試行的な退所を行った場合3回まで）
退所時情報提供加算	507円	1回に限り
入退所前連携加算Ⅰ	609円	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して情報提供、退所後のサービスを提供した場合（1回に限り）
入退所前連携加算Ⅱ	406円	入所前後に入所者が退所後に利用する居宅サービスの利用方針を定めた場合（1回に限り）
訪問看護指示加算	305円	1回に限り
緊急時施設療養費	526円	1月に1回、連続する3日を限度
経口移行加算	29円	経管栄養の方を対象として原則180日を限度
経口維持加算Ⅰ	406円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方へ経口維持計画を作成している場合、6月間に限り（1月につき）
経口維持加算Ⅱ	102円	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合にあって、会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加った場合(1月につき)
療養食加算	6円	1食につき、1日3回が限度（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
ターミナルケア加算	82円	死亡日以前31～45日
ターミナルケア加算	163円	死亡日以前4～30日
ターミナルケア加算	832円	死亡日前日及び前々日
ターミナルケア加算	1674円	死亡日
再入所時栄養連携加算	203円	1回に限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算	102円	薬物療法に関する研修を受けた施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所時の内服薬より減少するよう調整した場合(1回に限り)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円	褥瘡の発生リスクの高い入所者に対し継続的に褥瘡管理を行った場合(1月につき)※
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14円	上記の要件に加えて評価の結果退所利用者について褥瘡の発生がない場合（1月につき）※
排せつ支援加算Ⅰ	11円	排泄に介護を要する入所者に対して排泄に掛かる要介護状態を軽減するよう支援した場合(1月につき)※
排せつ支援加算Ⅱ	16円	上記の要件に加えて①排尿又は排便の状態の一方が改善し悪化が無いこと ②要介護状態の軽減が見込まれるものについて、オムツを使用しなくなったこと ①、②のいずれかに適合する場合※
排せつ支援加算Ⅲ	21円	上記の要件の基準のいずれにも適合する場合※

※科学的介護の推進を図るため入所者の基本的な情報を厚生労働省に提出し今後の介護サービスの提供に活用することを前提とする加算

【入所サービスにおける外泊時の料金（日額）】

外泊時費用	367円	外泊時は外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額（毎月6日間まで）
在宅サービスを利用したときの費用	812円	外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額。入所者が外泊時在宅サービスを利用した場合 外泊時費用と併算できない(毎月6日間まで)

【入所・短期入所療養介護共通その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 300円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1300円・パーマ2500円・ヘアダイ2500円・髭剃り300円

- 被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 社会福祉事業法第2条3項に基づき、利用料の負担が困難な利用者に対しての減免制度があります。
- 食費・居住費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／ 長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

＜ 短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【短期入所療養介護（日額）】

基 本 料 金	要 介 護 度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	個 室 の 場 合				
			806円	880円	943円	1,002円	1,059円
	②	4 ・ 2 人 部 屋 の 場 合					
		888円	965円	1,029円	1,086円	1,145円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	③	19円					
夜勤職員配置	④	25円					
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	④	47円					
介護職員処遇加算（個室）	⑥	35円	38円	41円	43円	45円	
介護職員処遇加算（4人2人部屋）	⑦	39円	42円	44円	46円	48円	
介護職員等特定処遇改善加算（個室）	⑧	20円	21円	22円	24円	25円	
介護職員等特定処遇改善加算（4人2人部屋）	⑨	21円	23円	24円	25円	27円	
介護職員等ベースアップ等支援加算（個室）	⑩	7円	9円	9円	10円	10円	
介護職員等ベースアップ等支援加算（4人・2人部屋）	⑪	9円	9円	10円	10円	11円	
食 費	⑫	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）					
滞 在 費（個室）	⑬	1,668円					
滞 在 費（4・2人部屋）	⑭	377円					
日 用 品 費	⑮	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）					
教 養 娛 楽 費	⑯	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動）					
基本料金合計（個室）		4,472円	4,552円	4,619円	4,683円	4,743円	
①+③+④+⑤+⑥+⑧+⑩+⑫+⑬+⑮+⑯							
基本料金合計（4・2人部屋）		3,270円	3,352円	3,420円	3,480円	3,544円	
②+③+④+⑤+⑦+⑨+⑪+⑭+⑮+⑯							

*⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時 間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	①	660円	921円	1,287円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	②	19円		
介護職員処遇改善加算	③	27円	37円	51円
介護職員等特定処遇改善加算	④	15円	20円	28円
介護職員等ベースアップ等支援加算	⑤	5円	7円	11円
食 費	⑥	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）		
滞 在 費（個室）	⑦	1,668円		
滞 在 費（4・2人部屋）	⑧	377円		
日 用 品 費	⑨	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）		
教 養 娛 楽 費	⑩	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動）		
基本料金合計（個室）		4,239円	4,517円	4,909円
①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑨+⑩				
基本料金合計（4・2人部屋）		2,948円	3,226円	3,618円
①+②+③+④+⑤+⑥+⑧+⑨+⑩				

*③、④、⑤に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【短期入所療養介護における加算】

送 迎 加 算	187円	片道
療 養 食 加 算	9円	1食につき1日3回が限度（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊 急 時 施 設 療 養 費	526円	1日につき（3日を限度）
個 別 リハビリテーショ ン 実 施 加 算	244円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
認 知 症 行 動 ・ 心 理 症 状 緊 急 対 応 加 算	203円	1日につき（7日が限度）
緊 急 短 期 入 所 受 入 対 応 加 算	92円	1日につき（7日が限度）
総 合 医 学 管 理 加 算	279円	1日につき（7日が限度）

重 度 療 養 管 理 加 算	122円	1日につき（要介護4、5の利用者に限る）
-----------------	------	----------------------

【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 300円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット 1300円・パーマ 2500円・ヘアダイ 2500円・髭剃り 300円

- 被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

＜介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】

要介護度		要支援1	要支援2
サービスに係る負担金 （個室の場合）	①	628円	773円
サービスに係る負担金 （4・2人部屋の場合）	②	668円	829円
介護職員処遇加算（個室）	③	29円	34円
介護職員処遇加算 （4・2人部屋の場合）	④	30円	36円
介護職員等特定処遇改善加算（個室）	⑤	16円	19円
介護職員等特定処遇改善加算 （4・2人部屋）	⑥	17円	20円
介護職員等ベースアップ等支援加算 （個室）	⑦	6円	7円
介護職員等ベースアップ等支援加算 （4人・2人部屋）	⑧	6円	7円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	⑨	19円	
夜勤職員配置加算	⑩	25円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	⑪	47円	
食費	⑫	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）	
滞在費（個室）	⑬	1,668円	
滞在費（4・2人部屋）	⑭	377円	
日用品費	⑮	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）	
教養娯楽費	⑯	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動）	
基本料金合計（個室） ①+③+⑤+⑦+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑮+⑯		4,283円	4,437円
基本料金合計（4・2人部屋） ②+④+⑥+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑭+⑮+⑯		3,034円	3,205円

*③、④、⑤、⑥、⑦、⑧に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	187円	片道
療養食加算	9円	1食につき1日3回が限度（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	526円	1日につき（3日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	244円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
総合医学管理	279円	1日につき（7日が限度）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203円	1日につき（7日が限度）

【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 300円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1300円・パーマ2500円・ヘアダイ2500円・髭剃り300円

●被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。

●食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。

詳しくは、支援相談員へご相談下さい。

●端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。

●利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

(別紙1)

「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～3段階)」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方が)、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)
- 利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1～第3段階にある次のような方です。

利用者負担第1段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
利用者負担第2段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方(預貯金額単身650万円、夫婦1650万円)
利用者負担第3段階①	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方(預貯金額単身550万円、夫婦1550万円)
利用者負担第3段階②	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方(預貯金額単身500万円、夫婦1500万円)
利用者負担第4段階	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	食費 (ショートステイ)	居住費(2・4人室)	居住費(個室)
利用者負担第1段階	300円	300円	0円	490円
利用者負担第2段階	390円	600円	370円	490円
利用者負担第3段階①	650円	1000円	370円	1310円
利用者負担第3段階②	1360円	1300円	370円	1310円
利用者負担第4段階	1445円	1445円	377円	1668円

＜ 介護老人保健施設入所サービス利用料金一覧表 ＞

【介護老人保健施設入所サービス費（日額）】 2割負担

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスに係る負担金	①	個室の場合				
		1,533円	1,679円	1,805円	1,919円	2,034円
	②	4・2人部屋の場合				
		1,696円	1,846円	1,976円	2,089円	2,201円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	③	37円				
夜勤職員配置加算	④	49円				
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	⑤	94円				
栄養マネジメント強化加算	⑥	23円				
介護職員処遇改善加算(個室)	⑦	67円	73円	79円	83円	88円
介護職員処遇改善加算(4人・2人部屋)	⑧	73円	79円	85円	90円	94円
介護職員等特定処遇改善加算(個室)	⑨	37円	39円	43円	45円	47円
介護職員等特定処遇改善加算(4人・2人部屋)	⑩	41円	43円	47円	49円	51円
介護職員等ベースアップ等支援加算(個室)	⑪	14円	14円	17円	17円	19円
介護職員等ベースアップ等支援加算(4人・2人部屋)	⑫	14円	17円	19円	19円	19円
食費	⑬	1,445円(朝410円 昼500円 タ535円)				
居住費(個室)	⑭	1,668円				
居住費(4・2人部屋)	⑮	377円				
日用品費	⑯	200円(おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等)				
教養娯楽費	⑰	200円(誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・陶芸教室)				
基本料金合計(個室)	①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑨+⑩+⑬+⑭+⑯+⑰	5,367円	5,521円	5,660円	5,780円	5,904円
基本料金合計(4・2人部屋)	②+③+④+⑤+⑥+⑧+⑩+⑫+⑬+⑮+⑯+⑰	4,249円	4,410円	4,552円	4,672円	4,790円
個室利用月額(ひと月30日の場合)		161,010円	165,630円	169,800円	173,400円	177,120円
多床室利用月額(ひと月30日の場合)		127,470円	132,300円	136,560円	140,160円	143,700円

*⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

加算料金	初期加算	61円	入所日から30日以内
	短期集中リハビリテーション実施加算	487円	個別のリハビリテーション計画に基づいて短期・集中的にリハビリテーションを実施した場合(入所後3ヶ月以内、20分以上/回)
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	487円	認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的に短期・集中的なリハビリテーションを実施した場合(入所後3ヶ月以内、20分以上/回)
	所定疾患施設療養費Ⅰ	485円	肺炎、尿路感染、蜂窩織炎又は帯状疱疹について、与薬、検査、注射、処置等を行った場合1月に1回を限度に(1回につき連続する7日間を限度)
	所定疾患施設療養費Ⅱ	974円	所定の研修を受けた医師による上記の治療を受けた場合(1回につき連続する10日間を限度)
	口腔衛生管理加算Ⅰ	183円	入所者に対し歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合(1月につき)
	口腔衛生管理加算Ⅱ	223円	上記の加算要件に加え、口腔衛生等の計画内容情報を厚生労働省に提出し、適切な実施の為に必要な情報を活用していること。(1月につき)
	安全対策体制加算	41円	外部の研修を受けた担当者が配置された施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合(入所につき1回)
	自立支援促進加算	609円	医師その他の職種が共同し支援計画に従ったケアを実施した場合(1月につき)※
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	81円	入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用した場合(1月につき)※
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	122円	上記の提出する情報に心身、疾病の状況が加わった場合(1月につき)※
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	67円	医師、リハビリ担当職員が共同し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合(1月につき)※
入所前後訪問指導加算Ⅰ	913円	退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定を行った場合(1回に限り)	

入所前後訪問指導加算Ⅱ	974円	退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定にあたり具体的な改善目標を定め、支援計画を策定した場合（1回に限り）
試行的退所時指導加算	812円	1回（試行的な退所を行った場合3回まで）
退所時情報提供加算	1,014円	1回に限り
入退所前連携加算Ⅰ	1,217円	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して情報提供、退所後のサービスを提供した場合（1回に限り）
入退所前連携加算Ⅱ	812円	入所前後に入所者が退所後に利用する居宅サービスの利用方針を定めた場合（1回に限り）
訪問看護指示加算	609円	1回に限り
緊急時施設療養費	1,015円	1月に1回、連続する3日を限度
経口移行加算	57円	経管栄養の方を対象として原則180日を限度
経口維持加算Ⅰ	812円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方へ経口維持計画を作成している場合、6月間に限り（1月につき）
経口維持加算Ⅱ	203円	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合にあって、会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加った場合(1月につき)
療養食加算	12円	1食につき、1日3回が限度（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
ターミナルケア加算	163円	死亡日以前31～45日
ターミナルケア加算	325円	死亡日以前4～30日
ターミナルケア加算	1,663円	死亡日前日及び前々日
ターミナルケア加算	3,347円	死亡日
再入所時栄養連携加算	406円	1回に限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算	203円	薬物療法に関する研修を受けた施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所時の内服薬より減少するよう調整した場合(1回に限り)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	6円	褥瘡の発生リスクの高い入所者に対し継続的に褥瘡管理を行った場合(1月につき)※
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	27円	上記の要件に加えて評価の結果退所利用者について褥瘡の発生がない場合（1月につき）※
排せつ支援加算Ⅰ	21円	排泄に介護を要する入所者に対して排泄に掛かる要介護状態を軽減するよう支援した場合(1月につき)※
排せつ支援加算Ⅱ	31円	上記の要件に加えて①排尿又は排便の状態の一方が改善し悪化が無いこと ②要介護状態の軽減が見込まれるものについて、オムツを使用しなくなったこと ①、②のいずれかに適合する場合※
排せつ支援加算Ⅲ	41円	上記の要件の基準のいずれにも適合する場合※

※科学的介護の推進を図るため入所者の基本的な情報を厚生労働省に提出し今後の介護サービスの提供に活用することを前提とする加算

【入所サービスにおける外泊時の料金（日額）】

外泊時施設サービス費	734円	外泊時は外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額（毎月6日間まで）
在宅サービスを利用したときの費用	1,623円	外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額。入所者が外泊時在宅サービスを利用した場合 外泊時費用と併算できない(毎月6日間まで)

【入所・短期入所療養介護共通その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 300円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1300円・パーマ2500円・ヘアダイ2500円・髭剃り300円

- 被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 社会福祉事業法第2条3項に基づき、利用料の負担が困難な利用者に対しての減免制度があります。
- 食費・居住費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／ 長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

＜ 短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【短期入所療養介護（日額）】2割負担

	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	サービスに係る負担金	①	個室の場合					
		1,611円	1,759円	1,886円	2,004円	2,118円		
	②	4・2人部屋の場合						
		1,775円	1,929円	2,057円	2,172円	2,290円		
基本料金	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	③	37円					
	夜勤職員配置	④	49円					
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	④	94円					
	介護職員処遇加算(個室)	⑤	69円	75円	81円	85円	90円	
	介護職員処遇加算(4人2人部屋)	⑥	77円	83円	88円	92円	96円	
	介護職員等特定処遇改善加算(個室)	⑧	39円	41円	43円	47円	49円	
	介護職員等特定処遇改善加算(4人2人部屋)	⑨	41円	45円	47円	49円	53円	
	介護職員等ベースアップ等支援加算(個室)	⑩	14円	17円	17円	19円	19円	
	介護職員等ベースアップ等支援加算(4人・2人部屋)	⑪	17円	17円	19円	19円	21円	
	食費	⑫	1,445円(朝410円 昼500円 タ535円)					
	滞在費(個室)	⑬	1,668円					
滞在費(4・2人部屋)	⑭	377円						
日用品費	⑮	200円(おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等)						
教養娯楽費	⑯	200円(誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動)						
基本料金合計(個室)			5,426円	5,585円	5,720円	5,848円	5,969円	
①+③+④+⑤+⑥+⑧+⑩+⑫+⑬+⑮+⑯								
基本料金合計(4・2人部屋)			4,312円	4,476円	4,613円	4,734円	4,862円	
②+③+④+⑤+⑦+⑨+⑪+⑭+⑯+⑰								

*⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	①	1,319円	1,842円	2,574円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	②	37円		
介護職員処遇改善加算	③	53円	73円	102円
介護職員等特定処遇改善加算	④	29円	39円	55円
介護職員等ベースアップ等支援加算	⑤	10円	14円	21円
食費	⑥	1,445円(朝410円 昼500円 タ535円)		
滞在費(個室)	⑦	1,668円		
滞在費(4・2人部屋)	⑧	377円		
日用品費	⑨	200円(おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等)		
教養娯楽費	⑩	200円(誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動)		
基本料金合計(個室)		4,961円	5,518円	6,302円
①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑨+⑩				
基本料金合計(4・2人部屋)		3,670円	4,227円	5,011円
①+②+③+④+⑤+⑥+⑧+⑨+⑩				

*③、④、⑤に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【短期入所療養介護における加算】

送迎加算	373円	片道
療養食加算	17円	1食につき1日3回が限度(医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合)
緊急時施設療養費	1,051円	1日につき(3日を限度)
個別リハビリテーション実施加算	487円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	406円	1日につき(7日が限度)
緊急短期入所受入対応加算	183円	1日につき(7日が限度)
総合医学管理加算	558円	1日につき(7日が限度)

重 度 療 養 管 理 加 算

244円

1日につき（要介護4、5の利用者に限る）

【その他の料金】

材	料	代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など	
洗	濯	代	実費	希望者のみ1回につき 300円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）	
電	話	代	実費	通話料のみ	
理	美	容	代	実費	カット 1300円・パーマ 2500円・ヘアダイ 2500円・髭剃り 300円

- 被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

＜介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】2割負担

要介護度		要支援1	要支援2
サービスに係る負担金 (個室の場合)	①	1,256円	1,546円
サービスに係る負担金 (4・2人部屋の場合)	②	1,335円	1,657円
介護職員処遇加算(個室)	③	57円	67円
介護職員処遇加算 (4・2人部屋の場合)	④	59円	71円
介護職員等特定処遇改善加算(個室)	⑤	31円	37円
介護職員等特定処遇改善加算 (4・2人部屋)	⑥	33円	39円
介護職員等ベースアップ等支援加算 (個室)	⑦	12円	14円
介護職員等ベースアップ等支援加算 (4人・2人部屋)	⑧	12円	14円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	⑨	37円	
夜勤職員配置加算	⑩	49円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	⑪	94円	
食費	⑫	1,445円(朝410円 昼500円 タ535円)	
滞在費(個室)	⑬	1,668円	
滞在費(4・2人部屋)	⑭	377円	
日用品費	⑮	200円(おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等)	
教養娯楽費	⑯	200円(誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動)	
基本料金合計(個室) ①+③+⑤+⑦+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑮+⑯		5,049円	5,357円
基本料金合計(4・2人部屋) ②+④+⑥+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑭+⑮+⑯		3,841円	4,183円

*③、④、⑤、⑥、⑦、⑧に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	373円	片道
療養食加算	17円	1食につき1日3回が限度(医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合)
緊急時施設療養費	1,051円	1日につき(3日を限度)
個別リハビリテーション実施加算	487円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
総合医学管理加算	558円	1日につき(7日が限度)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	406円	1日につき(7日が限度)

【その他の料金】

材料代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき 300円(くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類)
電話代	実費	通話料のみ
理美容代	実費	カット1300円・パーマ2500円・ヘアダイ2500円・髭剃り300円

●被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。

●食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。

詳しくは、支援相談員へご相談下さい。

●端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。

●利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

(別紙1)

「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～3段階)」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方が)、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)
- 利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1～第3段階にある次のような方です。

利用者負担第1段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
利用者負担第2段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方(預貯金額単身650万円、夫婦1650万円)
利用者負担第3段階①	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方 (預貯金額単身550万円、夫婦1550万円)
利用者負担第3段階②	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方(預貯金額単身500万円、夫婦1500万円)
利用者負担第4段階	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	食費 (ショートステイ)	居住費(2・4人室)	居住費(個室)
利用者負担第1段階	300円	300円	0円	490円
利用者負担第2段階	390円	600円	370円	490円
利用者負担第3段階①	650円	1000円	370円	1310円
利用者負担第3段階②	1360円	1300円	370円	1310円
利用者負担第4段階	1445円	1445円	377円	1668円

＜ 介護老人保健施設入所サービス利用料金一覧表 ＞

【介護老人保健施設入所サービス費（日額）】 3割負担

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスに係る負担金	①	個室の場合				
		2,300円	2,519円	2,708円	2,878円	3,051円
	②	4・2人部屋の場合				
		2,544円	2,796円	2,963円	3,134円	3,301円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	③	55円				
夜勤職員配置加算	④	73円				
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	⑤	140円				
栄養マネジメント強化加算	⑥	34円				
介護職員処遇改善加算(個室)	⑦	101円	110円	119円	125円	131円
介護職員処遇改善加算(4人・2人部屋)	⑧	110円	119円	128円	134円	140円
介護職員等特定処遇改善加算(個室)	⑨	55円	58円	64円	67円	70円
介護職員等特定処遇改善加算(4人・2人部屋)	⑩	61円	64円	70円	73円	76円
介護職員等ベースアップ等支援加算(個室)	⑪	21円	21円	25円	25円	28円
介護職員等ベースアップ等支援加算(4人・2人部屋)	⑫	21円	25円	28円	28円	28円
食費	⑬	1,445円(朝410円 昼500円 タ535円)				
居住費(個室)	⑭	1,668円				
居住費(4・2人部屋)	⑮	377円				
日用品費	⑯	200円(おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等)				
教養娯楽費	⑰	200円(誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・陶芸教室)				
基本料金合計(個室)		6,292円	6,523円	6,731円	6,910円	7,095円
①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑨+⑩+⑬+⑭+⑯+⑰						
基本料金合計(4・2人部屋)		5,260円	5,528円	5,713円	5,893円	6,069円
②+③+④+⑤+⑥+⑧+⑩+⑫+⑬+⑮+⑯+⑰						
個室利用月額(ひと月30日の場合)		188,760円	195,690円	201,930円	207,300円	212,850円
多床室利用月額(ひと月30日の場合)		157,800円	165,840円	171,390円	176,790円	182,070円

*⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

加算料金	初期加算	92円	入所日から30日以内
	短期集中リハビリテーション実施加算	730円	個別のリハビリテーション計画に基づいて短期・集中的にリハビリテーションを実施した場合(入所後3ヶ月以内、20分以上/回)
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	730円	認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的に短期・集中的なリハビリテーションを実施した場合(入所後3ヶ月以内、20分以上/回)
	所定疾患施設療養費Ⅰ	727円	肺炎、尿路感染、蜂窩織炎又は带状疱疹について、与薬、検査、注射、処置等を行った場合1月に1回を限度に(1回につき連続する7日間を限度)
	所定疾患施設療養費Ⅱ	1461円	所定の研修を受けた医師による上記の治療を受けた場合(1回につき連続する10日間を限度)
	口腔衛生管理加算Ⅰ	274円	入所者に対し歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合(1月につき)
	口腔衛生管理加算Ⅱ	335円	上記の加算要件に加え、口腔衛生等の計画内容情報を厚生労働省に提出し、適切な実施の為に必要な情報を活用していること。(1月につき)
	安全対策体制加算	61円	外部の研修を受けた担当者が配置された施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合(入所につき1回)
	自立支援促進加算	913円	医師その他の職種が共同し支援計画に従ったケアを実施した場合(1月につき)※
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	122円	入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用した場合(1月につき)※
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	183円	上記の提出する情報に心身、疾病の状況が加わった場合(1月につき)※
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	101円	医師、リハビリ担当職員が共同し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合(1月につき)※
入所前後訪問指導加算Ⅰ	1369円	退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定を行った場合(1回に限り)	

入所前後訪問指導加算Ⅱ	1461円	退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定にあたり具体的な改善目標を定め、支援計画を策定した場合（1回に限り）
試行的退所時指導加算	1217円	1回（試行的な退所を行った場合3回まで）
退所時情報提供加算	1521円	1回に限り
入退所前連携加算Ⅰ	1826円	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して情報提供、退所後のサービスを提供した場合（1回に限り）
入退所前連携加算Ⅱ	1217円	入所前後に入所者が退所後に利用する居宅サービスの利用方針を定めた場合（1回に限り）
訪問看護指示加算	913円	1回に限り
緊急時施設療養費	1576円	1月に1回、連続する3日を限度
経口移行加算	85円	経管栄養の方を対象として原則180日を限度
経口維持加算Ⅰ	1217円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方へ経口維持計画を作成している場合、6月間に限り（1月につき）
経口維持加算Ⅱ	305円	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合にあって、会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加った場合(1月につき)
療養食加算	18円	1食につき、1日3回が限度（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
ターミナルケア加算	244円	死亡日以前31～45日
ターミナルケア加算	487円	死亡日以前4～30日
ターミナルケア加算	2495円	死亡日前日及び前々日
ターミナルケア加算	5020円	死亡日
再入所時栄養連携加算	609円	1回に限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算	305円	薬物療法に関する研修を受けた施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所時の内服薬より減少するよう調整した場合(1回に限り)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	9円	褥瘡の発生リスクの高い入所者に対し褥瘡管理を行った場（1月につき）※
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	40円	上記の要件に加えて評価の結果退所利用者について褥瘡の発生がない場合（1月につき）※
排せつ支援加算Ⅰ	31円	排泄に介護を要する入所者に対して排泄に掛かる要介護状態を軽減するよう支援した場合(1月につき)※
排せつ支援加算Ⅱ	46円	上記の要件に加えて①排尿又は排便の状態の一方が改善し悪化が無いこと ②要介護状態の軽減が見込まれるものについて、オムツを使用しなくなったこと ①、②のいずれかに適合する場合※
排せつ支援加算Ⅲ	61円	上記の要件の基準のいずれにも適合する場合※

※科学的介護の推進を図るため入所者の基本的な情報を厚生労働省に提出し今後の介護サービスの提供に活用することを前提とする加算

【入所サービスにおける外泊時の料金（日額）】

外泊時費用	1101円	外泊時は外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額（毎月6日間まで）
在宅サービスを利用したときの費用	2434円	外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額。入所者が外泊時在宅サービスを利用した場合 外泊時費用と併算できない(毎月6日間まで)

【入所・短期入所療養介護共通その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 300円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1300円・パーマ2500円・ヘアダイ2500円・髭剃り300円

- 被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 社会福祉事業法第2条3項に基づき、利用料の負担が困難な利用者に対しての減免制度があります。
- 食費・居住費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／ 長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

＜ 短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【短期入所療養介護（日額）】3割負担

	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	サービスに係る負担金	①	個室の場合					
		2,416円	2,638円	2,829円	3,006円	3,176円		
	②	4・2人部屋の場合						
		2,662円	2,893円	3,085円	3,258円	3,435円		
基本料金	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	③	55円					
	夜勤職員配置	④	73円					
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	⑤	140円					
	介護職員処遇加算(個室)	⑥	104円	113円	122円	128円	134円	
	介護職員処遇加算(4人2人部屋)	⑦	116円	125円	131円	137円	143円	
	介護職員等特定処遇改善加算(個室)	⑧	58円	61円	64円	70円	73円	
	介護職員等特定処遇改善加算(4人2人部屋)	⑨	61円	67円	70円	73円	79円	
	介護職員等ベースアップ等支援加算(個室)	⑩	21円	25円	25円	28円	28円	
	介護職員等ベースアップ等支援加算(4人2人部屋)	⑪	25円	25円	28円	28円	31円	
	食費	⑫	1,445円(朝410円 昼500円 タ535円)					
	滞在費(個室)	⑬	1,668円					
滞在費(4・2人部屋)	⑭	377円						
日用品費	⑮	200円(おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等)						
教養娯楽費	⑯	200円(誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動)						
基本料金合計(個室)			6,380円	6,618円	6,821円	7,013円	7,192円	
①+③+④+⑤+⑥+⑧+⑩+⑫+⑬+⑮+⑯								
基本料金合計(4・2人部屋)			5,354円	5,600円	5,804円	5,986円	6,178円	
②+③+④+⑤+⑦+⑨+⑪+⑭+⑯+⑰								

*⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	①	1,978円	2,763円	3,861円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	②	55円		
介護職員処遇改善加算	③	79円	110円	153円
介護職員等特定処遇改善加算	④	43円	58円	82円
介護職員等ベースアップ等支援加算	⑤	15円	21円	31円
食費	⑥	1,445円(朝410円 昼500円 タ535円)		
滞在費(個室)	⑦	1,668円		
滞在費(4・2人部屋)	⑧	377円		
日用品費	⑨	200円(おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等)		
教養娯楽費	⑩	200円(誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動)		
基本料金合計(個室)		5,683円	6,520円	7,695円
①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑨+⑩				
基本料金合計(4・2人部屋)		4,392円	5,229円	6,404円
①+②+③+④+⑤+⑥+⑧+⑨+⑩				

*③、④、⑤に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【短期入所療養介護における加算】

送迎加算	560円	片道
療養食加算	25円	1食につき1日3回が限度(医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合)
緊急時施設療養費	1,576円	1日につき(3日を限度)
個別リハビリテーション実施加算	730円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	609円	1日につき(7日が限度)
緊急短期入所受入対応加算	274円	1日につき(7日が限度)
総合医学管理加算	837円	1日につき(7日が限度)

重 度 療 養 管 理 加 算

365円

1日につき（要介護4、5の利用者に限る）

【その他の料金】

材	料	代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など	
洗	濯	代	実費	希望者のみ1回につき 300円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）	
電	話	代	実費	通話料のみ	
理	美	容	代	実費	カット 1300円・パーマ 2500円・ヘアダイ 2500円・髭剃り 300円

- 被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

＜介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】3割負担

要介護度		要支援1	要支援2
サービスに係る負担金 （個室の場合）	①	1,883円	2,318円
サービスに係る負担金 （4・2人部屋の場合）	②	2,002円	2,486円
介護職員処遇加算（個室）	③	85円	101円
介護職員処遇加算 （4・2人部屋）	④	89円	107円
介護職員等特定処遇改善加算（個室）	⑤	46円	55円
介護職員等特定処遇改善加算 （4・2人部屋）	⑥	49円	58円
介護職員等ベースアップ等支援加算 （個室）	⑦	18円	21円
介護職員等ベースアップ等支援加算 （4人・2人部屋）	⑧	18円	21円
サービス提供体制強化加算（I）	⑨	55円	
夜勤職員配置加算	⑩	73円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	⑪	140円	
食費	⑫	1,445円（朝410円 昼500円 夕535円）	
滞在費（個室）	⑬	1,668円	
滞在費（4・2人部屋）	⑭	377円	
日用品費	⑮	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）	
教養娯楽費	⑯	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動）	
基本料金合計（個室） ①+③+⑤+⑦+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑮+⑯		5,813円	6,276円
基本料金合計（4・2人部屋） ②+④+⑥+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑭+⑮+⑯		4,648円	5,162円

*③、④、⑤、⑥、⑦、⑧に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	560円	片道
療養食加算	25円	1食につき1日3回が限度（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	1,576円	1日につき（3日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	730円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
総合医学管理加算	837円	1日につき（7日が限度）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	609円	1日につき（7日が限度）

【その他の料金】

材料代	実費	サークル活動などの材料費 華道700円など
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき 300円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電話代	実費	通話料のみ
理美容代	実費	カット1300円・パーマ2500円・ヘアダイ2500円・髭剃り300円

●被爆者手帳、被爆体験者手帳(若草色)をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。

●食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。

詳しくは、支援相談員へご相談下さい。

●端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。

●利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森

TEL 095-862-8000 FAX 095-862-0345

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

(別紙1)

「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～3段階)」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方が)、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)
- 利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1～第3段階にある次のような方です。

利用者負担第1段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
利用者負担第2段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方(預貯金額単身650万円、夫婦1650万円)
利用者負担第3段階①	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方(預貯金額単身550万円、夫婦1550万円)
利用者負担第3段階②	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方(預貯金額単身500万円、夫婦1500万円)
利用者負担第4段階	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	食費 (ショートステイ)	居住費(2・4人室)	居住費(個室)
利用者負担第1段階	300円	300円	0円	490円
利用者負担第2段階	390円	600円	370円	490円
利用者負担第3段階①	650円	1000円	370円	1310円
利用者負担第3段階②	1360円	1300円	370円	1310円
利用者負担第4段階	1445円	1445円	377円	1668円